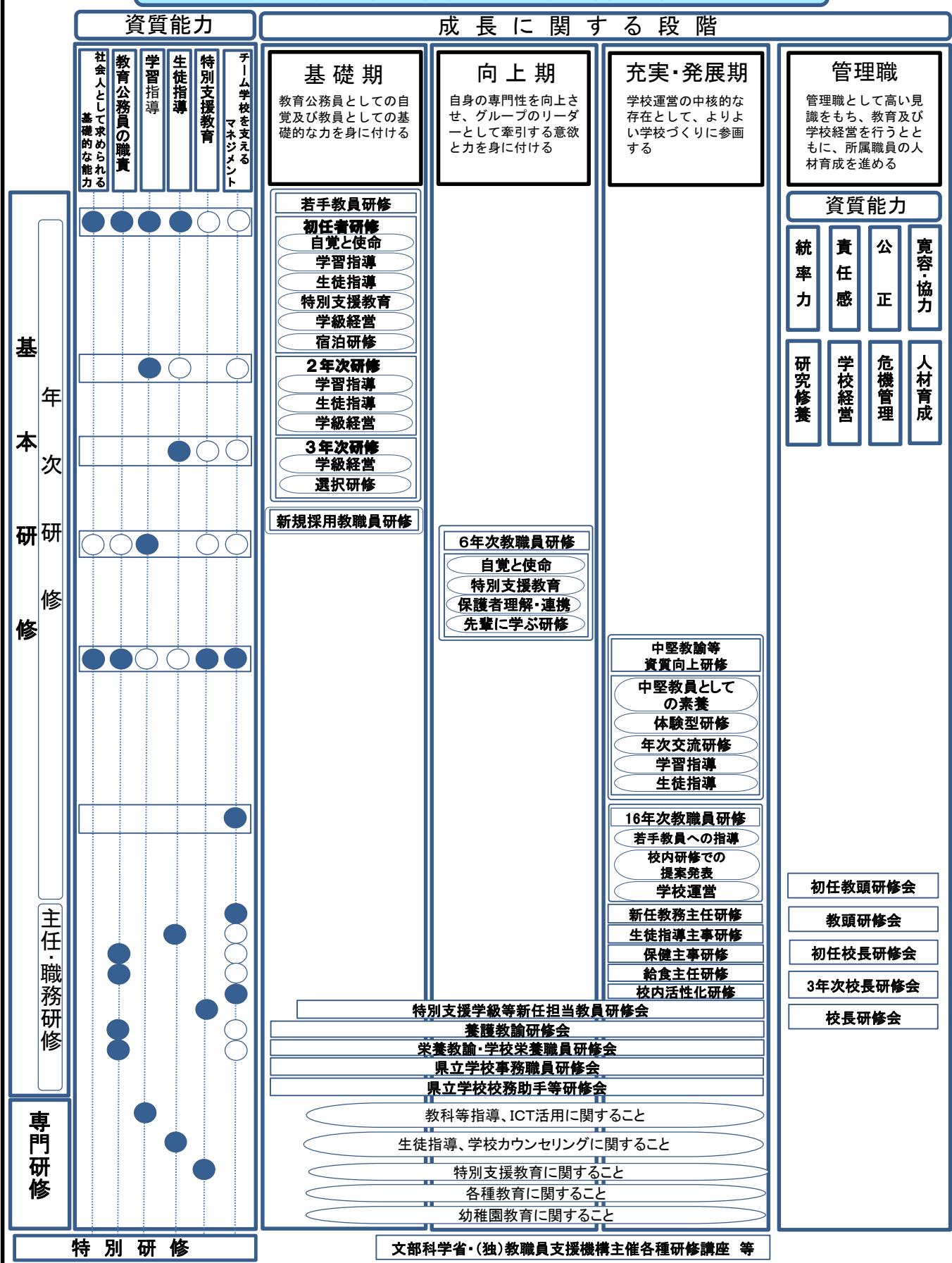


教職員研修体系



O J T 推進
校内研修の充実

学校支援訪問研修
理科実験・観察、情報教育、教育相談

I 受講について

1 教職員研修の内容

県教委が実施する研修は、教職員のキャリアステージと教職員一人一人の職務や経験、研修ニーズ等を考慮し、次の三つの面から組織されており、相互に関連させながら進めている。

(1) 基本研修

教職員としての基本的資質を高める研修及び、職務遂行に必要な基本的な知識・技能・態度等の向上を図るための研修（年次・指定研修、職務研修）

(2) 専門研修

教科等に関する専門性を高めるための研修及び、専門的分野に関する職務遂行上必要な知識・技能の修得や企画・運営等の資質を高めるための研修

(3) 特別研修

文部科学省・独立行政法人教職員支援機構主催各種研修講座、大学院・大学派遣研修、教育研究のための派遣研修等

2 研修受講の区分

各研修の実施要項に記載された「申込要領」欄のA1、A2、B、Cは、下記のように区分されている。

A1悉皆研修：該当者全員が受講するもので、申込みを必要としない。

A2悉皆研修：該当者全員が受講するもので、申込みを必要とし、校(園)長が申し込む。

B 推薦研修：年次計画に従って受講該当範囲が指定されるもので、市町村教育委員会等が該当者を推薦し、校(園)長が申し込む。

C 希望研修：希望者が受講するもので、校(園)長が申し込む。

3 研修の申込み方法

(1) 申込みの経路

ア. 公立幼稚園長、公立小・中・義務教育学校長 → 市町村教委(一部は市町教育センター)
→ 教育事務所 → 各主管

イ. 県立学校長、国立学校・幼稚園長、私立学校長 → 各主管

※ 私立幼稚園長、公・私立の認定こども園長は、担当課を通じて申し込む。

(2) 受講申請

① 電子申請が可能な方（公立小・中学校・義務教育学校、県立学校）

- ・「電子申請システム」により、受講申込みを行う。
- ・富山県総合教育センターのホームページから、電子申請システムのページにログインする。必要事項を入力後、校長が決裁し申し込む。それぞれの経路に従って申請が受理される。

② 電子申請が出来ない方

- ・令和2年度教職員研修実施要項の「様式1」を用いて、所定の期日までにそれぞれの経路に従って校(園)長が書面で申し込む。

(3) 欠席届（基本研修及び専門研修）

- ・全校種とも校(園)長は受講者の欠席が確定したら、令和2年度教職員研修実施要項の「様式2」（欠席届）を作成し、速やかにそれぞれの経路に従って書面で提出する。
- ・研修期日が迫っている場合は、欠席する旨を研修主管に必ず電話で連絡するとともに速やかに欠席届を提出する。

(4) その他

- ・学校支援訪問研修は令和2年度教職員研修実施要項「様式3」又は「様式4」を用いて、校(園)長が書面で富山県総合教育センター各主管に直接申し込む。
- ・希望研修では、締切り後も対応が可能な場合もあるので、各主管に問い合わせる。
- ・各様式は、富山県総合教育センターのホームページからダウンロードができる。
- ・聴講申込みは「様式5」を用いて、校(園)長が書面で各主管に直接申し込む。
- ・昨年度「修了」とならなかった研修の中には、再受講が必要な研修（年次研修、新任教務主任研修会、初任教頭研修会等）があるので、その場合、改めて受講申請（電子申請を含む）をする。

4 教員免許状更新講習を兼ねる研修の取扱い

該当する研修の研修番号 : 34、35、36、37、38、44、47

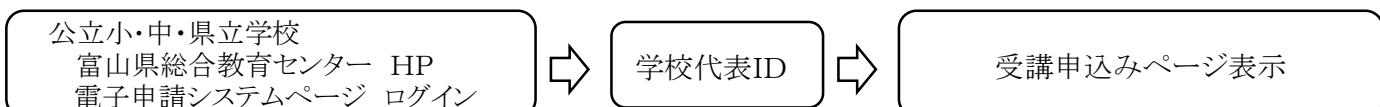
教員免許状更新講習として受講を希望する場合、37以外は富山大学への申込みも同時に必ず行う。詳細については、富山大学の「令和2年度富山大学教員免許状更新講習受講者募集要項」又は教職員課通知で確認すること。（※ 37は別途通知有）

5 義務教育学校の受講申請について

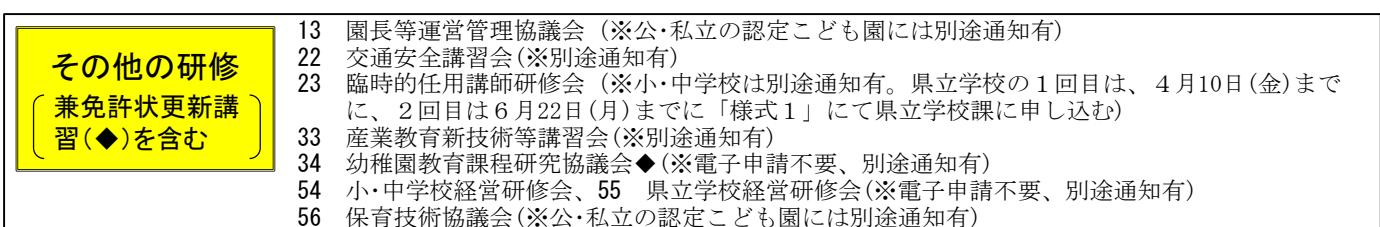
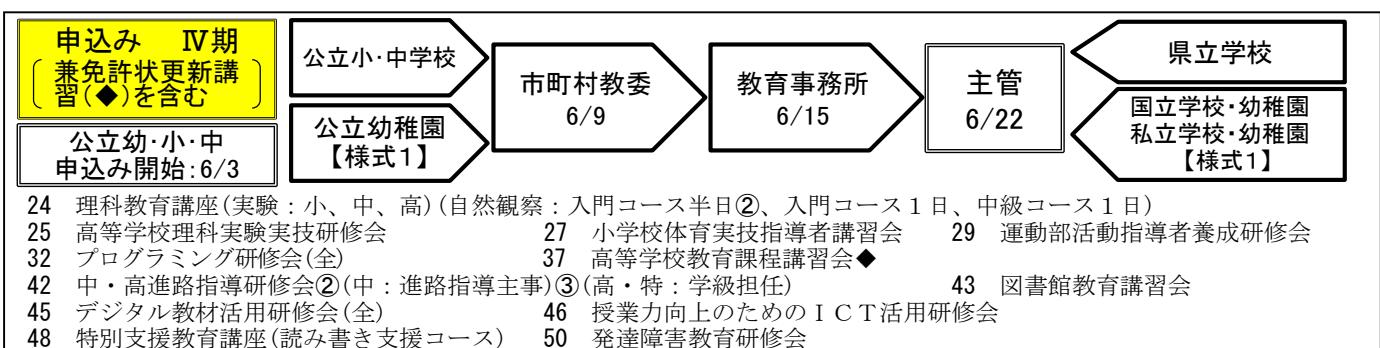
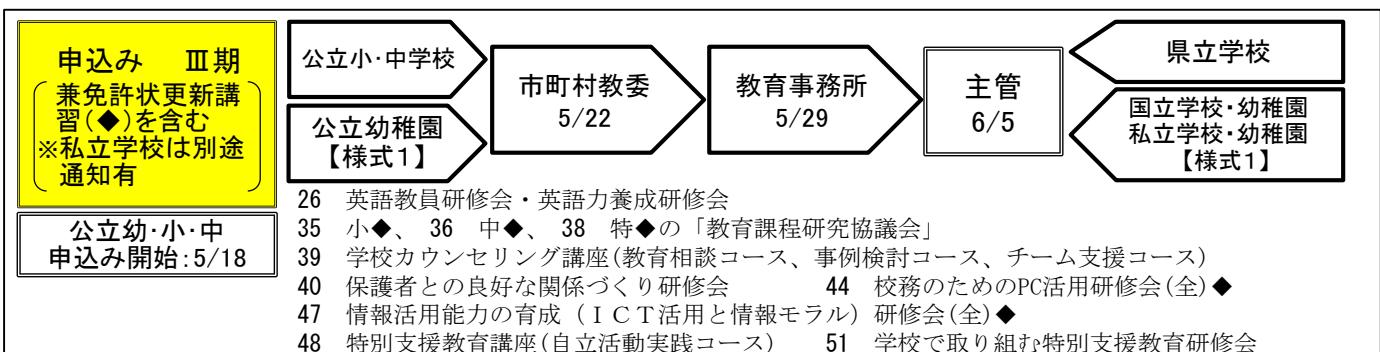
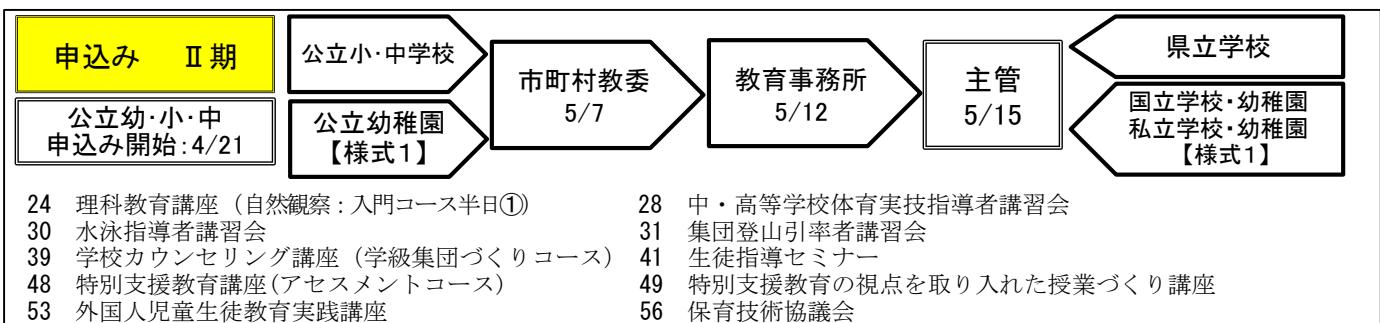
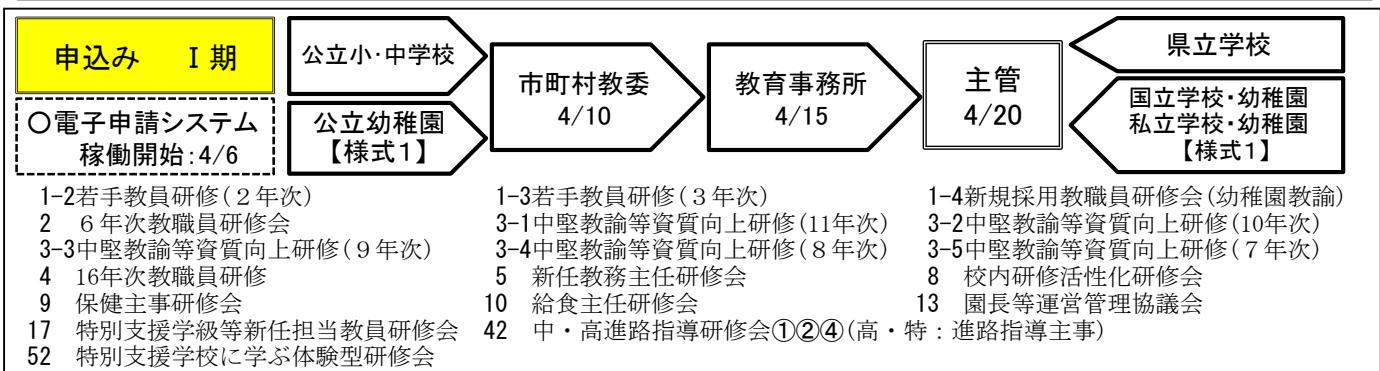
前期課程を小学校、後期課程を中学校と読み替える。

6 申込み期限・方法

●A1悉皆研修[研修番号1(若手研:初任研(1-1)、新採研:養(1-5)・学栄(1-6))、6、7、11、12、14、15、16、18、19、20、21]については、申し込む必要はありません。



※ 公立幼稚園、国立学校・幼稚園、私立学校・幼稚園及び臨時的任用講師は、令和2年度教職員研修実施要項の受講申込書「様式1」で画面申請



※受講決定に抽選を伴う研修の受講可否は、主管締切り後10日以内に電子申請システムでお知らせします。